

丹波篠山市民生委員児童委員協議会

長寿福祉課 ☎552-5346

令和4年12月1日から3年間に任期とした、新たな民生委員・児童委員133人と主任児童委員6人が、厚生労働大臣から委嘱されました。
民生委員・児童委員は、「住民の相談を聞いて、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくり」をめ

ざして活動いただいています。
また、主任児童委員は、「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」をめざして主に児童福祉に関することについて活動いただいています。
新たに委嘱された委員は次の皆さんです(敬称略)。

| 氏名 | 担当区域 | 氏名 | 担当区域 | 氏名 | 担当区域 |
|-------|----------------|-------|--------------------------|-------|--------------------|
| 内藤一夫 | 東新町 | 植村佐壽 | 西荘、八上上 | 竹本正之 | 音羽グリーンタウン、味間新 |
| 大前洋子 | 西新町 | 森田綾子 | 後川新田原、後川新田電坊、後川上ノ東、後川上ノ西 | 西田こず枝 | 中野、味間東 |
| 齋藤肇 | 南新町 | 福本喜美 | 後川中、下、奥 | 橋本ルミ子 | 音羽住宅 |
| 中西溢美 | 北新町 | 三浦哲成 | 奥守、県守中、口 | 古杉一男 | 大沢 |
| 田中千晶 | 乾新町 | 中森弥生 | 東本荘、西本荘 | 金井拓男 | 大沢新 |
| 植村ひろみ | 乾新町 | 太野垣鈴子 | 佐貫谷、春日江 | 土田美智子 | 弁天 |
| 花本憩 | 上河原町 | 中西達朗 | 泉、倉谷 | 田中一裕 | 杉 |
| 長尾美知代 | 上河原町 | 藤原忠明 | 福住下、中、上、うと木 | 細見敏子 | 池田芳生 住吉台1区 |
| 足立由紀子 | 下河原町、小川町 | 森田昌代 | 川原、本明谷 | 野村文男 | 住吉台2区 |
| 柳本晃代 | 上立町 | 小山日出久 | 安口西、東、西野々 | 植坂和子 | 住吉台3区 |
| 平尾裕子 | 下立町、呉服町 | 西井幸路 | 下原山、中原山、奥原山 | 齋藤恭博 | 住吉台4区 |
| 西山一夫 | 下二階町、下二階町、山内町 | 美濃昌弘 | 安田、藤之木、幡路 | 佐伯護 | 住吉台5区 |
| 原雅代 | 西町、魚屋町 | 根本隆弘 | 二之坪、箱谷、小野新、小野奥谷 | 渡邊剛夫 | 住吉台6区 |
| 泉より子 | 池上、港、ホープ池上I・II | 吉田百美 | 向井、栃梨、貝田 | 細見修 | 北、ひまわり、リバーサイド野中 |
| 今村知津子 | 池上、港、ホープ池上I・II | 澤光吉 | 井串、細工所、塩岡 | 前川光枝 | 野中 |
| 堀毛久美子 | 稲ヶ坪、稲ヶ坪北 | 畑中さとる | 草ノ上、垂水、小立、小田中 | 廣瀬芳孝 | 谷山 |
| 内藤智也 | 京町、渋谷、西八上、京町南 | 九鬼美鈴 | 山田、下夜見南部・北部、上夜見 | 酒井格 | 岩崎、宇土 |
| 内藤万利子 | 小多田一・二・三 | 北野諦園 | 福井、三熊 | 畑中卓也 | 小枕 |
| 志儀麻実子 | 殿町、八上下・内 | 幸森豊 | 中、小倉、宮代 | 岸本政勝 | 真南条上・中 |
| 小島めぐみ | 般若寺、大上 | 桑形安里子 | 小原、藤坂 | 松尾鏡子 | 真南条下、栗栖野 |
| 酒井良彰 | 和田、大洲、畑宮 | 澤山啓子 | 市野々、立金、大藤、奥山 | 藤原賢治 | 草野、古森、油井 |
| 小島定美 | 菅、瀬利、今谷 | 岸田佳代子 | 黒田、下新田 | 藤原孝司 | 不来坂、住山 |
| 畑千代 | 奥畑、火打岩 | 赤井知 | 上新田、川北、口阪本 | 酒井孝久 | 古市 |
| 畑鈴子 | 野間、東沢田、前沢田 | 西田正敏 | 西阪本、西谷、河内台 | 船倉通利 | 波賀野新田、見内 |
| 乾まゆみ | 新荘、大熊、北沢田 | 原田芳之 | 東木之部、西木之部、川西、高屋 | 井上昭宏 | 波賀野、当野 |
| 石橋英一 | 宮田、下板井 | 細見淳子 | 宮田、下板井 | 酒井恵美子 | 矢代新、南矢代 |
| 今西俊博 | 市山、乗竹、打坂、垣屋 | 北川恵子 | 上板井、小坂 | 酒井正博 | 犬飼、初田、牛ヶ瀬 |
| 外岡正明 | 高坂、倉本、坂本 | 松本方乃 | 市山、乗竹、打坂、垣屋 | 藤本清和 | 黒石 |
| 滑川優子 | 栗柄 | 平野明子 | 高坂、倉本、坂本 | 前川頼男 | 本荘 |
| 佐古田誠 | 川阪、本郷 | 西澤克之 | 栗柄 | 山本由美子 | 今田、今田団地、みどり台、佐曾良新田 |
| 山端春代 | 遠方 | 細見ますみ | 川阪、本郷 | 古家後篤史 | 今田新田、市原、芦原新田 |
| 松浦洋子 | 桑原 | 細見元子 | 川阪、本郷 | 原田学 | 木津、五月ヶ丘 |
| 安達瑞樹 | 追入、大山宮 | 久下正實 | 遠方 | 前田浩之 | 四斗谷、辰巳、上小野原 |
| 西尾憲生 | 大山山、石住、高倉 | 谷掛加津一 | 桑原 | (選任中) | 下小野原、休場 |
| 前川節子 | 大山山上、石住、高倉 | 奥山淑子 | 追入、大山宮 | 市野孝彦 | 上立杭、美山台 |
| 小西由比子 | 一印谷、町ノ田、大山新 | 岡田多津子 | 大山山、石住、高倉 | 大上磯松 | 上立杭、東庄 |
| 谷田恵美子 | 長安寺、北野新田、北野 | 津本時江 | 一印谷、町ノ田、大山新 | 溝端敏満 | 釜屋 |
| 津本時江 | 大山山下、東河地、明野 | 井本倫子 | 東岡屋 | 橋元工 | みそら台、花みずき台 |
| 井本倫子 | 東吹上・中・下、吹新 | 上本和佳子 | 風深、吹上 | 小谷みゆき | 篠山支部 |
| 上本和佳子 | 網掛、東古佐、西吹 | 飴谷和正 | 風深、吹上 | 前河久美 | 城東支部 |
| 飴谷和正 | 網掛、東古佐、西吹 | 山根節代 | 日置、日置団地 | 栗野あさ子 | 多紀支部 |
| 山根節代 | 網掛、東古佐、西吹 | 向井典子 | 日置、日置団地 | 岡部喜久男 | 西紀支部 |
| 向井典子 | 網掛、東古佐、西吹 | 藤井佳子 | 上宿、井ノ上、北嶋 | 塚本一男 | 丹南支部 |
| 藤井佳子 | 網掛、東古佐、西吹 | 西山富 | 上宿、井ノ上、北嶋 | 森本利明 | 今田支部 |
| 西山富 | 網掛、東古佐、西吹 | 熊谷進 | 上宿、井ノ上、北嶋 | | |
| 熊谷進 | 網掛、東古佐、西吹 | 内藤順子 | 上宿、井ノ上、北嶋 | | |
| 内藤順子 | 網掛、東古佐、西吹 | 引口淳子 | 上宿、井ノ上、北嶋 | | |
| 引口淳子 | 網掛、東古佐、西吹 | | | | |

消防本部からのお知らせ 危険物の届け出が必要な数量について vol.2

消防本部予防課 ☎594-1118

前回にお話ししましたが、私たちの身のまわりには、たくさんの危険物が存在します。危険物について、消防法令では、その危険性を考慮した数量(指定数量)を定めています。危険物を貯蔵または取り扱う場合は、危険物の量により、設置の許可および届け出が必要になります。下記の表をご覧ください。

| 数量 | 構造・設備 | 許可・届け出 | 貯蔵・取り扱いの基準 |
|--|-------|--------|------------|
| 指定数量以上 | 規制あり | 許可必要 | 規制あり |
| 指定数量の1/5以上 ~指定数量未満 少量危険物 (※) | | 届け出必要 | |
| 指定数量の1/5未満 | なし | なし | |

※少量危険物=(事業所)指定数量の1/5以上、(個人住居)指定数量の1/2分以上。



▲ 主な指定数量

(消防法による危険物の品名ごとに定められた数量)



ガソリン・混合油
200ℓ

消毒用アルコール
400ℓ

灯油・軽油
1,000ℓ

エンジンオイル
6,000ℓ

★異なる危険物を同一の場所で貯蔵・取り扱いする場合 = 合算で計算

(例1) ガソリン100ℓと灯油600ℓを貯蔵する場合
ガソリン(100ℓ) ÷ 指定数量(200ℓ) = 0.5  × 5本
灯油(600ℓ) ÷ 指定数量(1,000ℓ) = 0.6  × 3本
ガソリン(0.5) + 灯油(0.6) = 1.1

■指定数量に対する割合
1以上=許可、0.2~1未満=届け出 → **許可が必要**

ご自宅や事業所で危険物がたくさん保管されていませんか。貯蔵されている危険物の量によっては、許可、届け出が必要です。今一度、確認してみてください。次回は、危険物の貯蔵と運搬について、お話しします。

農地に関する各種手続き

農業委員会事務局 ☎552-6909

▼農地は大切な農業生産基盤です。次の行為をされる場合は、事前に農地法による手続きが必要です。

| 許可が必要な手続き | | 届け出が必要な手続き | |
|-----------|-----|-----------------------------|---|
| 農地法 | 第3条 | 農地を農地として売買・贈与・貸し借りをを行う場合(※) | ①農地形状変更 農地を耕作しやすいようにしたい場合(湿田解消のためのかさ上げなど) |
| | 第4条 | 自分の名義の農地を、農地以外にして自分が利用する場合 | ②農業用施設等 自分名義の農地を農業用倉庫・農機具庫などで利用する場合(※1)(※2) |
| | 第5条 | 他人名義の農地を買受・借受して農地以外に利用する場合 | ③非農地証明願 登記地目を農地以外に変更する場合(※3) |
| | | | ④相続の届け出 相続により所有権を取得した場合(※4) |

(※)農地の賃借は農業経営基盤強化促進法の「利用権設定」でも権利設定ができます。詳細は農都政策課(☎552-1114)へご相談ください。

(※1)農業用施設で面積が200㎡(2a)未満に限り届け出で転用可能。
(※2)農業振興地域整備計画の「農用地区域」内(農業経営で農業を振興し農地を保全する区域)で計画する場合は、事前に農都政策課(☎552-1114)へご相談ください。
(※3)当該筆の状況が農地以外になっている(20年以上)、農地への復元困難などの条件があります。
(※4)届け出を要する権利取得は、相続、法人の合併・分割、時効などです。届け出は、権利取得を知った日からおおむね10カ月以内にすることになっています。

日=とき、場=ところ、内=内容、講=講師、対=対象、定=定員、¥=参加費、期=申込期限・期間、申=申し込み方法、問=問い合わせ、HP=ホームページ

